

稲沢市いじめ防止基本方針の概要

平成30年2月 稲沢市教育委員会

「いじめ防止対策推進法」第12条に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定しました。以下は、その概要です。

第1 いじめ防止に関する基本的な考え方

「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」に、学校、教育委員会、家庭、地域やその他関係機関が連携して取り組みます。

第2 いじめの定義

「児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断します。

第3 関係者の責務

1 いじめの未然防止

○教育委員会は、いじめを出さない学校づくりを支援します。
○学校は、教育活動を工夫し、信頼関係の育成やいじめのない学校づくりに努めます。
○保護者は、いじめを行うことがないよう、自他の生命を思いやる心や規範意識を身に付けさせるよう努めます。
○地域社会には、社会全体で子どもを見守り、育てていく役割が期待されています。

2 いじめの早期発見

○市は、相談窓口を設置し、子どもや保護者相談に対応し、問題解決に向けた対応をします。
○学校は、悩みを相談しやすい環境整備をし、早期発見に努めます。
○保護者は、学校や関係機関と連携し、早期発見に努めます。

3 いじめに対する措置

○市や教育委員会は、問題解決に向けて学校を支援します。
○学校は、迅速かつ組織的に問題解決に向けて取り組みます。
○いじめが「解消している」場合でも、日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。
○保護者は、市や学校に積極的に協力します。

4 市・教育委員会としての取組

1 稲沢市いじめ問題対策連絡協議会

学校、教育委員会、児童相談所、警察等の関係者と連携を図るため、「稲沢市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、今後の取組や施策の充実を図ります。

2 教育委員会の附属機関の設置

学校におけるいじめ防止等の対策が実効的に行われるよう設置します。
(必要が生じた場合は、重大事態に係る調査を行います。)

3 教職員の研修の充実

教育委員会は、教職員の研修の充実に努めます。

4 インターネット上のいじめに対する対策の推進

教育委員会は、情報モラル教育の充実を図り、関係機関と連携し実態把握に努めます。

5 広報・啓発活動の推進

教育委員会は、あらゆる機会を通して広報・啓発活動を行います。

第5 学校としての取組

各学校は、いじめはどの学校でも起こりうる問題であることを踏まえ、「学校いじめ基本方針」を策定します。家庭、地域、関係機関との緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置について組織的に取り組み、いじめのない学校をめざします。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。

第6 重大事態への対応

重大事態にかかわらず、いじめの事案が発生した場合には、児童生徒の生命の安全確保、いじめ事案の早期解決、当該児童生徒が安心した学校生活を送ることができるよう、学校と教育委員会は協力して迅速かつ組織的に取り組んでいます。

※ 重大事態とは、「児童生徒の生命、身体又は財産に重大被害が生じたとき」と、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき」と、いじめ防止対策推進法では規定しています。

重大事態が発生した場合は、以下の手順に従って問題解決に向けて取り組みます。

① 学校は、教育委員会を通して市長に報告します。

② 教育委員会は、学校に調査の指示をします。
(又は、附属機関に調査の指示をします。)

③ 調査結果を、教育委員会を通して、市長に報告します。

④ 調査結果を踏まえ、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生防止のために、必要な措置を講じます。